

国民健康保険税の引き上げにご理解をお願いします



国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、被保険者（国民健康保険加入者）の皆さんが国民健康保険税を負担し合い助け合う制度です。

その運営は各市町村単位で行われており、経済状況の悪化と加入者の減少により国民健康保険税の収入が落ち込む一方で、加入者の高齢化や高度な医療を受ける人の増加などで、医療費は年々増大しているため、運営状況は非常に厳しいものとなっています。

このような状況の中、特定健康診断の推進や健康な体づくりに力を入れてきましたが、現状の財政では運営が厳しく、5年ぶりに下の表のとおり税率の改正（引き上げ）を行うこととなりました。

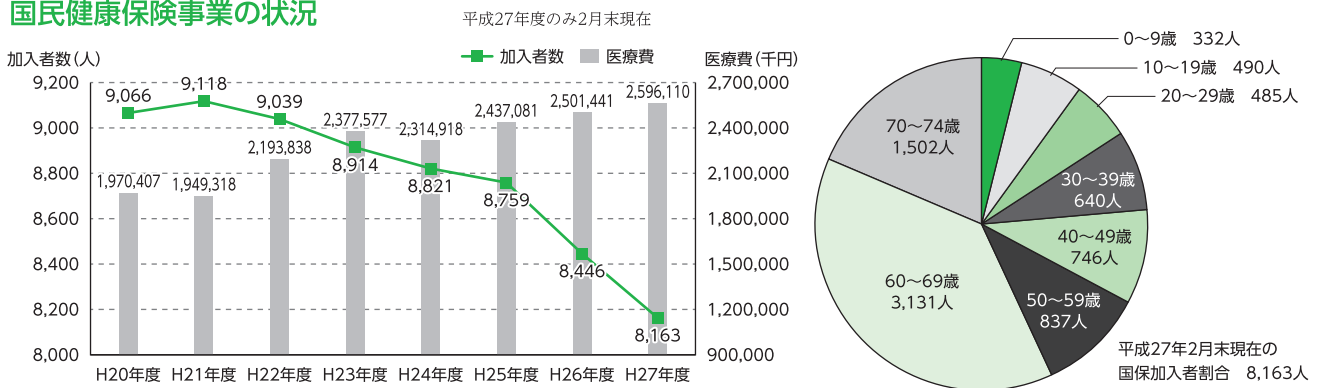
国民健康保険の安定的な運営を図り、加入者の皆さんが安心して医療が受けられるよう、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税の改正内容

区分(対象者)		医療費給付費分 (国保に加入するすべての人)		後期高齢者支援分 (国保に加入するすべての人)		介護納付金分 (国保に加入する40歳以上65歳未満の人)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	所得に対して	5.30/100	5.92/100	1.50/100	2.05/100	1.40/100	2.01/100
資産割額	資産に対して	20.00/100	19.47/100	5.00/100	4.52/100	5.00/100	5.05/100
均等割額	加入者1人あたり	25,000円	27,700円	6,000円	9,000円	11,000円	11,600円
平等割額	1世帯あたり	19,000円	29,000円	8,000円	8,000円	3,000円	4,200円
課税限度額		520,000円	540,000円	170,000円	190,000円	160,000円	160,000円

※平成28年度の納税通知書および年金から国民健康保険税が差し引きされる人への税額決定通知書は7月上旬に送付する予定です。

国民健康保険事業の状況



【加入者1人あたりの医療費】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療費(円)	221,213	213,250	240,231	262,063	259,099	275,449	289,760

【加入者1人あたりの国民健康保険税額】

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険税額(円)	114,411	113,265	99,062	100,938	98,956	99,749	98,981

加入者は平成21年度をピークに緩やかに減少し、ここ2年間に至っては急激に減少しています。

国民健康保険は、その大部分を被保険者の皆さんが納付している国民健康保険税と、国・県・その他団体などの補助金交付金で運営しています。加入者が最も多かった平成21年度と平成26年度の国民健康保険税の収入と医療費の支出額を比較すると、税収入は平成21年度と比べ14%の収入減(約1億1千万円)ですが、医療費については、27%(約5億4千万円)増加しています。

急激な医療費の増加により支出に対し、収入が追いついていないのが現状です。

このような状況を改善し、安定した持続可能な国保の財政運営を図るため、多くの市町村が毎年、国民健康保険税の税率の見直しを行っています。

国民健康保険財政の健全化を目指して

医療費を抑え国民健康保険の負担する保険給付費を削減することは、国民健康保険税の引き上げの抑制につながります。一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心がけてください。

問い合わせ 住民人権課 (☎32-1104)